

## ナプスター事件

*A&M Records, Inc. v. Napster, Inc.* (9<sup>th</sup> Cir. 2/12/2001)

---

### 1. 訴訟の経緯

#### 1. 1 Napster の登場

##### (1) MP3 ファイル

コンピュータの保有者は、リッピング用ソフトウェアを使用して CD 上の音声情報を MP3 形式に圧縮することができる。元の録音物の音質は、MP3 形式への変換によってもほとんど劣化しない。MP3 ファイルは、電子メールまたはその他のファイル転送方式によって、コンピュータからコンピュータに送信することができる。

##### (2) 「ピア・ツー・ピア」技術

Napster システムは、ユーザー間での MP3 ファイルの送信を容易にする。Napster 社の構築したファイル共有の仕組みは、「ピア・ツー・ピア技術」と呼ばれるもので、従来のウェブサイト型の違法 MP3 配信とは大きく異なる。従来の違法 MP3 配信の場合、一つのサイトでホストできる音楽ファイルの数には限界があった。他方、Napster においては、サーバーは MP3 ファイル自体を保有せずその所在情報を保有するだけであり、MP3 ファイル自体はユーザーのパソコン同士で直接送信される。その結果、ユーザーはサーバーの限界を意識することなく、簡単に目的の MP3 ファイルを入手できることになる。このため利用者数が急速に増加し、2000 年 9 月の一ヶ月間で Napster を利用して交換された音楽は、14 億ファイルに上るといわれている。

##### (3) Napster システム

Napster 社は、Napster システムとして、Napster のネットワーク・サーバーおよびサーバー側ソフトウェアを使用に供するとともに、システムの実行に必要なユーザー用ソフトウェア MusicShare をそのインターネット・サイトでユーザーに無償配付した。Napster システムの仕組みは以下のとおりである。

①ユーザーは、MusicShare ソフトをまず自分のパソコンにインストールし、ユーザー名(変名)とパスワードを Napster のシステムに登録する。

②ユーザーは、公開ファイルのフォルダを指定し、自分のパソコンにある MP3 ファイルのうち、他人に公開してもよいと思うものをこのフォルダに入れる。MP3 ファイルの名前は、ユーザー自身が付ける。

③ユーザーが Napster のサーバーにログインすると、ユーザーの公開するファイル名が Napster のサーバーに吸い上げられ、統合的な情報データベース (5 千万人といわれる Napster ユーザーが所有する全ての MP3 ファイルを網羅する巨大な検索データベース) が自動的に構築される。

④ユーザーは、Napster のソフトを利用して、希望する MP3 ファイルの有無を Napster のデータベースで検索する。検索は、曲名またはアーティスト名で可能である。

⑤Napster のデータベースは、検索にマッチする MP3 ファイルの情報を割り出し、そのリストをユーザーのパソコンに表示する。

⑥ユーザーは、表示されたリストの中から希望するファイルを選び、それをクリックすることで、そのファイルの置かれている他のユーザーのパソコンから直接ダウンロードすることができる。

#### (4) 被害

訴訟においてレコード会社側が証拠として提出した調査資料および鑑定意見によれば、大学周辺での CD 売上が低落傾向にあるが、これは学生が CD 購入に代えて Napster システムでの MP3 ファイルの交換で済ませていることに原因がある。また、Napster システムを利用して交換されているファイルの 87%は著作権のある著作物であり、Napster システムを利用して交換されているファイルの 70%は原告レコード会社の著作物である。

### 1. 2 Napster 訴訟

1999年12月6日、RIAA(アメリカ・レコード協会)傘下のメジャー・レーベル各社は、著作権侵害に対する寄与侵害責任および代位責任を根拠に、Napster社をカリフォルニア北部地区連邦地方裁判所(サンフランシスコ所在)に提訴した。CD音源をコピーしたMP3ファイルを、Napsterシステムを利用するユーザーがNapsterシステムを通じて他のユーザーと交換するのは、著作権侵害(直接侵害)にあたる。Napster社は、寄与侵害責任および代位責任を負う、というのがレコード会社側の主張である。この訴訟の過程において、レコード会社側は、2000年6月12日、Napsterシステムを直ちに差し止める仮処分命令(preliminary injunction)を出すよう連邦地裁に申し立てた。

Napster社は、考え得るすべての反論を展開し、レコード会社の主張を争った<sup>2</sup>。しかし、2000年7月26日、連邦地裁は、レコード会社の主張を認めて、Napster社に対して、「著作権のある音楽作品を複製、ダウンロード、アップロード、送信または頒布させてはならない」旨の仮処分命令<sup>3</sup>を下した。Napster社は、連邦地裁の仮処分命令に対して、直ちに第9巡回区連邦控訴裁判所(サンフランシスコ所在)に控訴した。

### 1. 3 控訴審における争点

控訴の理由に関するNapster社の主張は多岐にわたっている。①Napsterシステムのユー

<sup>1</sup> レコード製作に対しては、日本では著作権隣接権が与えられているが、米国ではその創作性を認めて著作権が付与されている(米国著作権法102条(a)(7))。

<sup>2</sup> Napster社は、まず、Napsterシステムが接続サービスを提供するだけであるから、デジタル・ミレニウム著作権法(通称「DMCA」)に定めるサービス・プロバイダの免責規定に基づいて、その責任を免除されると主張し、原告レコード会社の主張を審理するまでもなく訴えを棄却すべきであるとして、略式判決(summary judgement)を申し立てた。これに対して、連邦地裁は、2000年6月30日、Napster社の略式判決の申立を棄却した。接続サービスの免責規定は、被告のシステムまたはネットワークを通じて素材の送信、転送または接続の提供のなされる場合に適用があるが、Napsterシステムにおいては、素材は被告のシステムまたはネットワークを経ずインターネットを通じて直接ユーザー間で送信されるので、接続サービスの免責規定の適用はないと認定した。

<sup>3</sup> *A&M Records, Inc. v. Napster, Inc.*, 114 F.Supp.2d 896 (N.D. Cal 2000)

ザーによる著作権侵害（直接侵害）については、フェア・ユースに該当するので違法ではない、との主張。②Napster 社による寄与侵害については、Napster 社がユーザーによる著作権侵害を認識しかつこれに関与していない限り寄与侵害は成立しないが、Napster 社にはユーザーによる著作権侵害の認識もこれへの関与もない、との主張。また、③代位責任については、Napster 社がユーザーによる著作権侵害に対して管理権能を有しかつこれによって直接的な経済的利得のあることが必要であるが、Napster 社にはこのような管理権能も経済的利得もない、との主張。さらに、Napster 社は、その他考え得る抗弁のほか、仮処分に必要な担保として原告らに命ぜられた500万ドルの額は小さすぎる、仮処分命令による差止の範囲が広すぎる、と主張した。

## 2. 第9巡回区連邦控裁の判決

連邦控裁は、2001年2月12日、連邦地裁の仮処分命令に対する控訴について判決を下した。判決は、Napster 社による寄与侵害責任および代位責任を全面的に認めるものであるが、連邦地裁の仮処分命令による差止の範囲が広すぎるとして、判決の一部を破棄し連邦地裁に差し戻した。

なお、Napster 社は、控訴と同時に、連邦地裁の仮処分命令の執行停止を申し立てた。連邦控裁がその申立を認め仮処分命令の執行停止を命じたので、連邦控裁が Napster 社に有利な判決を下すのではないかとの予測も生まれ、その判決の行方が注目されていた。

### 2. 1 審査基準

連邦控裁は、まず、連邦地裁の仮処分命令の発行または拒絶における裁量権の濫用についてのみ審査し、事実問題については連邦地裁の判断に拘束されるが、誤った法原理の適用は連邦地裁の裁量権の濫用にあたり、法律問題については連邦地裁の判断に拘束されない、と審査の基準を明らかにする。

そして、仮処分命令を認めるには、「(1)本案において勝訴する蓋然性および回復不能な損害を生ずる可能性がともに存在すること、または(2)重大な問題が提起されておりかつ被害の衡量において原告に分があることのうち、いずれか」を証明することが必要であるとす。

### 2. 2 ユーザーによる著作権の直接侵害—フェアユースの成否—

#### (1) 著作権の直接侵害

連邦控裁は、ユーザーによる著作権（106条）の直接侵害については、Napster 社の控訴がないので、次のように述べて簡単に複製権と頒布権の侵害を認定した。

「当裁判所も、Napster のユーザーが、著作権者の排他的権利のうち、少なくとも二つ、すなわち、第106条(1)に基づく複製権と第106条(3)に基づく頒布権を侵害したことを原告が立証したことを認める。他者がコピーできるようにファイル名を検索インデックスにアップロードする Napster ユーザーは、原告の頒布権を侵害している。また、著作権のある楽曲を含むファイルをダウンロードする Napster ユーザーは、原告の複製権を侵害している。」

なお、頒布とは、通常有体物（著作物の有形的媒体）の移転をいうが、米国の著作権法上、ネットワーク配信を「頒布権」の侵害とする裁判例がある。

アメリカ著作権法（1976年法）

**第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利**

第107条ないし第121条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行いまたこれを許諾する排他的権利を有する。

- (1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。
- (2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。
- (3) 著作権のある著作物のコピーまたはレコードを、販売その他の所有権の移転または貸与によって公衆に頒布すること。
- (4) 言語、音楽、演劇および舞踊の著作物、無言劇、ならびに映画その他の視聴覚著作物の場合、著作権のある著作物を公に実演すること。
- (5) 言語、音楽、演劇および舞踊の著作物、無言劇、ならびに絵画、図形または彫刻の著作物（映画その他の視聴覚著作物の個々の映像を含む）の場合、著作権のある著作物を公に展示すること。

録音物の場合、著作権のある著作物をデジタル音声送信により公に実演すること。

**(2) フェア・ユースの法理**

フェア・ユースの法理は、判例法として発展したものを現在の1976年著作権法（107条）に成文化したものである。

アメリカ著作権法（1976年法）

**第107条 排他的権利の制限：フェア・ユース**

第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース（コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性格（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む）。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記の全ての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

条文上は、フェア・ユースの成立について(a)著作物使用の目的および性格、(b)著作物の性質、(c)著作物使用の量と実質性、ならびに(d)著作物市場への影響、を検討すべきことを規定しているが、これら4つの要素をどのように評価すべきかは規定せず、裁判所の判断に委ねている。ソニー・ベータマックス事件<sup>4</sup>やプリティ・ウーマン事件<sup>5</sup>の連邦最高裁の判例を通じて、4つの要素をどのように評価してフェア・ユースの成立を認定すべきかは、ほぼ固まっている。判例法理を要約すれば以下のとおりである。

(a)著作物使用の目的および性格については、著作物の使用方法が変形的(transformative)使用(新たな価値・意味・視点を付加するような使用)であれば、フェア・ユースの推定を与え、(d)著作物市場への影響の立証責任を原告に課す。著作物の使用方法が変形的使用でない場合、非営利的使用にはフェア・ユースの推定を与えるが、商業的使用にはフェア・ユースではないとの推定を与え(d)著作物市場への影響の立証責任を被告に課す。

(b)著作物の性質については、著作物が芸術的著作物か、事実に著作物か、機能的著作物かを区別する。芸術的著作物は創作性のある要素が大きく、保護の範囲が広がるのであるが、事実に著作物や機能的著作物では、その中の事実やアイデアの要素は保護を受けないので保護を受ける範囲は狭くなり、フェア・ユースの成立する余地は大きくなる。

(c)著作物使用の量と実質性については、著作物を使用する量が少なく、かつ、使用が著作物の核心的部分に及ばない場合には、フェア・ユースの成立する余地が大きくなる。

(d)著作物市場への影響の立証責任については、被告による使用が原告の著作物の既存市場または潜在的市場を奪うものである場合には、フェア・ユースが成立しない。ここでいう著作物の潜在的市場は、未だ作成されていない二次的著作物の市場が含まれる。

### フェアユースの判例法理

- 1 使用の目的と性格
  - (1) 変形的使用 …損害不存在の推定
  - (2) 非変形的使用：
    - ① 非営利目的…損害不存在の推定
    - ② 商業的目的…損害存在の推定
- 2 著作物の性質
 

・・・芸術的著作物か、事実に著作物か、機能的著作物か
- 3 使用の量と実質性
  - (1) 実質性＝心臓部の使用
  - (2) 目的に照らして合理的範囲内か
- 4 使用による著作物市場への影響
  - (1) 市場の範囲 …既存市場および潜在的市場
  - (2) 影響の程度：
    - ① 現実的損害<損害の有意的可能性<損害のおそれ
    - ② 相対的評価
    - ③ 立証責任 …非変形的・商業的目的では被告に立証責任がある。

<sup>4</sup> *Sony Corp. v. Universal City Studios*, 464 U.S. 417 (1984)

<sup>5</sup> *Campbell v. Acuff-Rose Music, Inc.*, 510 U.S. 569 (1994)

### (3) MP3 ファイル交換はフェア・ユースか

直接侵害の成立を検討したのに続き、連邦控裁は、Napster 社が主張するフェア・ユース (公正な使用) の抗弁の検討に入った。

Napster 社は、Napster システムのユーザーによる MP3 ファイル交換がフェア・ユースにあたりと主張した。とくに、①ユーザーが著作物を購入する前に一時的コピーを作成するという「試聴 (sampling)」、②ユーザーが既にオーディオ CD 形式で保有している録音物に Napster システムを経由してアクセスする「スペース・シフティング」、ならびに③独立系アーティスト等によるレコード配信の許諾は、フェア・ユースに該当すると主張した。Napster システムの利用全体がフェア・ユースに該当しなくとも、Napster システムの利用方法にフェア・ユースに該当するもの (適法な用途) があれば、寄与侵害の成立を妨げるのに有利になるからである。

連邦控裁は、まず、MP3 ファイル交換にフェア・ユースの抗弁が成立するかについて、連邦地裁の判断を詳細に検討した。

(a)著作物使用の目的および性格については、次のように論じて、Napster システムによる MP3 ファイルの交換は変形的使用ではなく商業的使用であるとの連邦地裁の認定を支持した。

「この要素は、新たな著作物が元の創作の対象物を単に置き換えるだけのものであるか、それともさらなる目的ないし異なる性質を付加するものであるかに焦点を当てる。換言すれば、この要素は、『新たな著作物が“変形的な”ものであるかおよびその程度』を問うものである。・・・

地方裁判所は、まず、MP3 ファイルをダウンロードすることは著作権のある著作物を変形するものではないと判断した。・・・ この結論は支持できる。裁判所はこれまで、原著作物が異なる媒体に再送信されるにすぎない場合にフェア・ユースを認めることに躊躇してきた。・・・

この『目的および性格』の要素は、また、著作権侵害にあたりとされる行為が商業的なものであるか非商業的なものであるかの判断を地方裁判所に要求するものである。・・・ 商業的な使用はフェア・ユースの判断においてフェア・ユースの認定に不利に働くが、その争点について決定的なものではない。・・・地方裁判所は、主として、(1)『ファイルを送信するホスト・ユーザーは、リクエストした匿名の者に対してファイルを頒布する時に、個人的な使用を行っているとは言えない』こと、および(2)『Napster ユーザーは、通常は購入する物を無償で取得している』ことから、Napster ユーザーが著作権のある素材の商業的使用を行っているとは判断した。・・・ 地方裁判所の判断は、明らかに誤っているとは言えない。

商業的使用を立証する場合において、直接の経済的利得を立証する必要はない。むしろ、著作権のある著作物を反復して利得のために複製することは、たとえコピーが販売に供されていなくても、商業的使用となりうる。・・・当裁判所に提出された記録によると、許諾を受けたコピーを購入する費用を節約するために、著作権のある著作物から無断コピーが反復して利得のために作成されていることが立証されることから、商業的使用が立証される。」

(b)著作物の性質については、楽曲およびレコードが性質上創作的な著作物であると論じ

て、フェア・ユースの成立に不利であるとの連邦地裁の認定を肯定した。

(c)著作物使用の量と実質性については、MP3 ファイルで交換されているのは著作物の全体であるからフェア・ユースの成立に不利であるとの連邦地裁の認定を肯定した。

(d)著作物市場への影響については、MP3 ファイル交換は、レコード会社による CD 売上を減少させていることおよびレコード会社による有料音楽配信事業を困難にしていることにおいて、著作物市場に明らかに被害を与えているとの連邦地裁の認定を肯定した。

以上のように認定して、フェア・ユースの成立を否定した。

#### (4) 試聴 (sampling) はフェア・ユースか

つぎに、連邦控裁は、ユーザーが MP3 ファイルをダウンロードするのは、録音物を購入するか否かを決定するためにレコードを「試聴」するので、フェア・ユースに該当するとの Napster 社の主張について、検討した。

(a)著作物使用の目的および性質については、連邦控裁は、次のように論じて、試聴が商業的利用にあたるとの連邦地裁の判断を肯定した。

「地方裁判所は、ユーザーの一部が最終的には楽曲を購入するとしても、試聴は商業的使用にあると判断した。当裁判所は、地方裁判所の判断に誤りを認めない。原告は、試聴のために個々の楽曲を許諾を得て一時的にダウンロードすることさえも、性質上商業的であることを立証する見込みを立証した。・・・原告レコード会社が販売促進用の無償ダウンロードを厳しく制限していることおよびこれらの会社がインターネット小売サイトで使用可能な楽曲試聴に対して使用料を徴収していることは、記録が裏付けている。・・・ 地方裁判所が依拠した証拠は、レコード会社が提供する無償ダウンロードは、30 秒ないし 60 秒の試聴または曲の全部であっても『タイム・アウト』するようにプログラムされたもの、すなわち、ダウンロードした者のコンピュータに短時間しか残らないものであることを証明している。・・・ これに対して、Napster ユーザーは、録音物の完全、無償かつ恒久的なコピーをダウンロードしている。・・・ サンプリングの商業的目的および性質に関して地方裁判所が行った判断は、明らかに誤っているとはいえない。」

(b)著作物市場への影響については、連邦控裁は、次のように論じて、試聴によるオーディオ CD の売上増加を考慮すべきでないとの連邦地裁の判断を支持した。

「地方裁判所は、『原告の売上の潜在的拡大・・・は、フェア・ユースの分析を被告に決定的に有利にするものではない。』と正しく述べた。・・・ 当裁判所は、無断使用に起因して著作権のある素材の売上が増加することは、著作権者がその素材について使用許諾を付与する権利を妨げるべきでないということに同意する。」

以上のように認定して、試聴についてフェア・ユースの成立を否定した。

#### (5) スペース・シフティングはフェア・ユースか

Napster 社は、タイム・シフティングにフェア・ユースの成立を認めたソニー・ベータマックス事件およびスペース・シフティングにフェア・ユースの成立を認めたダイヤモンド・

リオ事件<sup>6</sup>を引用して、Napster ユーザーが既に保有しているレコードを聴くために、MP3 音楽ファイルをダウンロードすることはスペース・シフティングであって、フェア・ユースに該当すると主張した。連邦控裁は、次のように論じて、連邦地裁の判断に誤りはなかったと判示した。

「ダイヤモンド・リオ事件およびソニー・ベータマックス事件は、シフティングの方法が同時に一般公衆に対して著作権のある素材を頒布するものではなかったため、本件に適用するには不適切である。これらの事件における著作権のある素材のタイム・シフティングないしスペース・シフティングは、当のユーザーにのみ素材を使用させるものだった。たとえば、ダイヤモンド・リオ事件においては、著作権のある楽曲は、ユーザーのコンピュータのハード・ドライブから携帯用 MP3 プレイヤーに転送された。ソニー・ベータマックス事件においても、『VCR の購入者の過半数が・・・録画したテレビ放送を頒布しておらず、単に家庭で視聴していた。』・・・ 逆に、ユーザーが既に保有している楽曲のコピーを、他の場所からアクセスするために Napster システムに掲載すれば、その楽曲は、元の CD 保有者だけでなく『他の何百万もの個人に使用可能になる』。」

#### (6) 配信許諾のある MP3 ファイル交換はフェア・ユースか

Napster 社は、独立系アーティストまたは既存のアーティストによる配信許諾のある MP3 ファイル交換は、フェア・ユースであると主張した。しかし、裁判所は、そもそも原告レコード会社がこのようなレコードの差止を求めているので、検討する必要はないとした。

### 2. 3 寄与侵害の成否

#### (1) 寄与侵害の法理

寄与侵害には、日本法の視点からみれば、二つの類型がある。一つは、侵害行為のみに使えるものを提供することによって侵害行為に関与するもの（間接侵害類型）である。たとえば、ソニー・ベータマックス事件ではこの類型の寄与侵害が問題とされた。もう一つの類型は、侵害行為を教唆・幫助するもの（教唆幫助類型）である。たとえば、ネットコム事件<sup>7</sup>ではこの類型の寄与侵害が問題とされた。

連邦控裁は、寄与侵害の成立要件について、「情を知って他者の侵害行為を唆し、生じさせまたは重大な寄与を行う者は、『寄与』侵害者として責任を負いうる。」と定義した。すなわち、「知情」(knowledge)の要件と「関与」(contribution)の要件である。

#### (2) 知情の要件

連邦控裁は、「知情」の要件として、直接の著作権侵害の存在を「知りまたは知るべきである理由のある」ことが必要であるとした。

著作権侵害の存在を知るべきである理由がある（「擬制的知情」）と認定するには、問題のものが適法行為にも使用し得るときには、著作権侵害の存在を現実知っていることが必要である、と以下のように論ずる。

<sup>6</sup> *Recording Indus. Ass'n of Am. v. Diamond Multimedia Sys., Inc.*, 180 F.3d 1072, 1079 (9th Cir. 1999)

<sup>7</sup> *Religious Technology Center v. Netcom*, 907 F. Supp. 1361 (N.D. Cal. 1995)



「ソニー事件における裁判所は、被告が侵害にあたる使用および「侵害にあたらぬ重大な使用」の双方に使用できる機器を製造販売した場合に、寄与責任に必要なレベルの知情を擬制しなかった。・・・ 当裁判所はソニー判決に従う必要があるところ、ピア・ツー・ピア方式のファイル・シェアリング技術が原告の著作権を侵害するというだけで、Napster が寄与責任を負うに必要なレベルの知情を有していると擬制することはしない。・・・ 地方裁判所は、Napster システムが侵害にあたらぬ商業的に重要な行為に使用しうることを Napster 社が立証しなかったと論じたが、当裁判所の論拠はこれとは異なる。・・・ 地方裁判所がシステムの将来性を無視して現在の使用のみを使用に関する分析の対象としたのは適切でない。」

その上で、以下のように論じて、Napster 社には必要な知情があったと認定する。

「当裁判所は、コンピュータ・システム運営者が侵害にあたる特定の素材がシステム上で使用可能になっていることを知りながら、これをシステムから除去しなかった場合には、運営者は直接侵害について認識しておりこれに寄与しているとする（訳注：ネットコム事件の判示）に同意する。・・・ 逆に、侵害にあたる行為を特定する具体的な情報がなければ、システムの構造が著作権のある素材の交換を可能にするからといって、コンピュータ・システム運営者が寄与侵害責任を負うとはいえない。・・・ コンピュータ・ネットワークが侵害にあたる使用を可能にするからといって差止を行うことは、ソニーの判例法理に反するものであり、侵害にあたる使用とは関係のない行為をも制限する可能性がある。

しかし、当裁判所は、Napster システムの侵害的使用として示されたものとの関連においては、Napster 社に寄与責任を負わせるに十分な知情があったと結論付ける。・・・ 侵害にあたる特定の素材が Napster システムを介して使用可能となっていること、侵害にあたる素材の提供者によるシステムへのアクセスを遮断することができたこと、および侵害にあたる素材を削除しなかったことについて、Napster 社が現実の知情を有していたとする地方裁判所の事実認定は、記録が裏付けるものである。」

原審である連邦地裁は、Napster システムには「商業的に重要な」非侵害的用途がないと認定して、認識の有無を問わず違法ファイルの交換そのものの差止を認める仮処分命令を出したのであるが、連邦控裁は、上述の視点に立つので、後に述べるように仮処分命令の範囲を Napster システムそのものではなく Napster 社が「現実の知情」を持った「特定の侵害行為」についてのみ差止を認めることとなる。

### (3) 「関与」の要件

連邦控裁は、「関与」の要件について、Napster 社が直接侵害のための「場および便宜」を提供し、侵害行為に重大な関与を行ったとの連邦地裁の認定を支持した。

## 2. 4 代位責任の成否

### (1) 代位責任の法理

代位責任の法理は、もともと雇用関係において発展した法理（使用者責任）であるが、

著作権法など他の分野においても適用される一般法理として発展し、被告が「侵害行為を監督する権限および能力を有し、また、かかる行為に対して直接の経済的利得を有している」場合に適用される。

これに対して、日本法においては、代理責任法理は未だ一般法理として成熟していない。一方では、民法715条の使用者責任は「管理」ではなく、より狭い「使用関係」を要件とし、「利益」は要件ではなく制度趣旨にとどまる。他方では、クラブ・キャッツアイ事件（最高裁昭和63/3/15判決、民集42-3-199）における、他人の行為に対して管理と利益を有する者がその他人の行為についての行為者と認める実質的行為者論に、代位責任法理の表出を見ることが出来る。

### (2) 直接の経済的利得

Napster社は、Napsterシステムを無償で提供しているが非営利団体ではない。連邦地裁は、Napster社には現在は収入がないが、その事業計画によればバナー広告などによる将来の収入を見込んでおり、将来の収入の大きさは「ユーザー層の増加」に直接依存していると認定して、直接の経済的利得を認めた。

連邦控裁は、「経済的利得は、侵害にあたる素材が利用可能になっていることが『顧客に対する“客寄せ”の役割を果たす』場合に存在する」と述べて、連邦地裁の事実認定を肯定した。

### (3) 監督の権限と能力

連邦控裁は、Napster社の監督権限について、そのウェブサイト上で「ユーザーの行為が適用ある法律に違反しているとNapster社が信じる場合・・・またはNapster社の独自の裁量においていかなる理由であっても、理由の有無を問わず、サービスの提供を拒否したアカウントを削除する権限」を明示的に留保していることに基づいて、Napster社がユーザーによる侵害行為を監督する権限を有していたと認めた。そして、「代位責任を免れるためには、留保された監視する権限は最大限に行使されなければならない」と判示した。

しかし、監督の能力について、連邦地裁はNapster社が違法なMP3ファイルの交換を監督可能であると判断したが、連邦控裁は、以下のとおり、連邦地裁よりも狭い見解を取ってNapster社が監視することのできる「範囲」はファイル名インデックスの監視にとどまる、と認定した。

「地方裁判所は、Napsterがそのシステムを監視する権限および能力を有しており、著作権のある素材の交換を防止する権限の行使を怠ったと、正しく判断した。しかし、地方裁判所は、Napsterが『コントロールし巡回する』対象となるシステムの範囲が制限されたものであることを認めなかった。・・・Napsterが留保した監視する『権限および能力』は、システムの現在の仕組みの範囲に制限されている。記録が明らかにするとおり、Napsterシステムは、リストに掲載されたファイルの内容を、適切なMP3形式であることを確認する以外に『読む』ことはしないのである。」

原審である連邦地裁は、違法なMP3ファイルの交換そのものを監督可能であると認定して、違法なMP3ファイルの交換そのものの差止を認める仮処分命令を出したのであるが、連邦控裁は、上述の視点に立つので、後に述べるように仮処分命令の範囲をNapsterシ

システムそのものではなく Napster 社が監視し得るファイル名インデックスの範囲についてのみ差止を認めることとなる。

なお、Napster 社は、ファイル名はユーザーが設定するものであり必ずしも正確ではないから、ファイル名インデックスによって違法な MP3 ファイルを監視できないと反論した。しかし、連邦控裁は、ファイル名が合理的に正しく対応していなければ、ファイル名インデックスが検索機能を果たすことができないから、かかるファイル名インデックスから違法な MP3 ファイルを監視することは可能であると判示した。

## 2. 5 その他の抗弁

Napster 社はありとあらゆる抗弁を申し立てたが、連邦控裁は、そのすべてを退けた。

### (1) 家庭内録音法

1992 年制定の家庭内録音法によって著作権法に追加された第 1008 条は、「デジタル音楽録音物・・・を作成するためのデジタル録音装置・・・の消費者による非商業的使用は、これに基づく著作権侵害訴訟を提起することができない。」と規定している。この規定を根拠に、Napster 社は、ユーザーが Napster システムを通じて MP3 ファイルを交換することは著作権侵害に問えない、と主張した。

しかし、連邦控裁は、家庭内録音法における定義によればコンピュータ（およびそのハード・ドライブ）は「主たる目的」がデジタル音声コピー録音を行うことではないので「デジタル録音装置」にはあたらない、また、コンピュータは家庭内録音法が定義する「デジタル音楽録音物」を作成するものではない、と判示して、Napster 社の主張を退けた連邦地裁を支持した。

### (2) デジタル・ミレニアム著作権法

1998 年制定のデジタル・ミレニアム著作権法<sup>8</sup>によって著作権法に追加された第 512 条は、インターネット・サービス・プロバイダの責任を規定<sup>9</sup>している。Napster 社は、この規定によって免責されると主張した。

しかし、連邦控裁は、第 512 条の適用の有無は本案審理において認定されることであるが、仮処分に必要な原告勝訴の可能性が存在するとの連邦地裁の認定を支持して、Napster 社の主張を退けた。

### (3) 免除の抗弁

Napster 社は、原告がインターネット上で MP3 ファイルを複製し配信するための技術を、

<sup>8</sup> デジタル・ミレニアム著作権法（通称「DMCA」）は、米国著作権法を改正して、①コピー・コントロールやアクセス・コントロールといった技術的手段の保護、②著作権管理情報の保護、③サービス・プロバイダの免責、④コンピュータ・メンテナンスの責任制限、⑤船体デザインの保護を米国著作権法に新たに追加する法律である。1998 年 10 月 28 日成立、同日施行。

<sup>9</sup> 米国著作権法上、サービス・プロバイダが直接侵害責任（無過失責任）を負う（*Playboy Enterprises Inc. v. Frena*, 839 F.Supp. 1552 (M.D. Fla. 1993)）か、寄与侵害責任（過失責任）または代位責任を負う（*Religious Technology Center v. Netcom*, 51 PTCJ 115 (N.D. Cal. 1995)）にとどまるか、裁判例の分かれるところであったが、DMCA は後者の立場に立ってサービス・プロバイダの責任を軽減した。とくに、接続サービスの提供については、寄与侵害責任（過失責任）または代位責任からも免除した（米国著作権法 512 条(a)）。

消費者に対して意図的に提供したことによって、MP3 ファイルの作成および配信に排他的コントロールを及ぼす法的権原を放棄したと主張した。

しかし、連邦控裁は、「原告は、MP3 ファイルの増加を早めるために、商業的ダウンロード事業のためのパートナーを探すこと、およびインターネット上で販売しようとするファイル用の音楽プレイヤーを開発すること（以外には何もしなかった）。」との連邦地裁の認定を肯定して、Napster 社の主張を退けた。

#### (4) 黙示の許諾の抗弁

Napster 社は、原告がインターネット上での MP3 ファイルの交換を奨励することによって、Napster 社に対して黙示の許諾を付与したと主張した。

しかし、連邦控裁は、一方の当事者が「(相手方当事者が) 著作物を複製し頒布することを意図して、(相手方当事者の) 求めに応じて著作物を作成して引き渡した」という「限られた」状況においてのみ黙示の許諾を認められるが、本件にはこのような事実は認められないとして、Napster 社の主張を退けた。

#### (5) ミス・ユース (著作権濫用) の抗弁

Napster 社は、オンライン配信は著作権に基づく市場独占の範囲に含まれないにもかかわらず、原告らとその保有する著作権を利用してオンライン配信を支配するために共謀した、と主張した。

しかし、連邦控裁は、著作権者は著作物の複製および配信を支配する排他的権利を保有すると判示して、Napster 社の主張を退けた。

#### (6) 連邦憲法修正第 1 条 (表現の自由) の抗弁

Napster 社は、①Napster が検索インデックスを発行する権利、および②ユーザーが情報を交換する権利、が表現の自由に基づいて保護されるが、地方裁判所の差止命令は必要以上に広範であることから憲法修正第 1 条に違反すると主張した。

しかし、連邦控裁は、著作権法における憲法修正第 1 条上の利益はフェア・ユースの法理によって配慮されているので、差止命令の範囲において考慮する必要はない、と判示して、Napster 社の主張を退けた。

#### (7) 必要な担保額

Napster 社は、Napster システムの資産価値が 15 億ドルないし 20 億ドルであることから、仮処分にあたって原告らが積むべき担保額が 500 万ドルでは不十分であると主張した。

しかし、連邦控裁は、担保額の決定は連邦地裁の裁量に属するところ、裁量権の濫用はないと判示して、Napster 社の主張を退けた。

#### (8) 強制使用料の支払命令

Napster 社は、地方裁判所が差止命令に代えて、強制的使用料の形での罰金を科すべきであったと主張した。

しかし、連邦控裁は、「差止命令が公衆に対する多大な損害をもたらす場合には、裁判所は・・・かかる特別の状況において、差止命令に代えて損害賠償または継続的使用料の支払を命じることができる」が、本件において「特別の状況」にあたるも「公衆に対する多大な損害をもたらす場合」にあたるも解釈できないとして、Napster 社の主張を退けた。

## 2. 6 仮処分命令の範囲

連邦控裁は、Napster 社に対する仮処分命令は正当かつ必要であると認めたが、差止の範囲を寄与責任および代位責任が成立する以下の範囲に連邦地裁の判決を修正する必要があると判示した。

「具体的には、Napster 社が(1)著作権のある楽曲および録音物を収録した侵害にあたる特定のファイルについて合理的な知情を得、(2)かかるファイルが Napster システム上で使用可能であることを知りまたは知るべき理由があり、かつ(3)著作物の配信の蔓延を防止する行為をとらない範囲においてのみ、寄与責任を負うことがありうる。・・・ Napster システムの存在自体は、現実の通知がありかつ侵害にあたる素材を Napster 社が実際に削除しなかったという事実がなければ、寄与責任を負わせるには十分でない。・・・

他方、Napster 社は、システムを監視して検索インデックスに掲載された侵害にあたる可能性のあるファイルへのアクセスを排除する権限を積極的に行使しない場合には、代位責任を負う。Napster 社は、検索機能を使用して侵害にあたる音楽録音物を特定する能力と、侵害にあたるファイルの送信を行うユーザーの参加を禁止する権限を保有しているのである。」

連邦控裁は、以上のように論じて、連邦地裁の判決を一部破棄して連邦地裁に差し戻す旨の判決を下し、その上で、差戻審での判決があるまで、連邦地裁の仮処分命令の執行停止を継続することを命じた。

## 3. Napster 訴訟の行方

この Napster 社の責任を認める連邦控裁の判決は、米国著作権法の判例理論に従えば素直な判断である。連邦最高裁でも判決が覆ることはないと予想される。Napster 社は、判決後直ちに (2月23日) 第9巡回区連邦控裁に対して、大法廷(en banc)による審理再開(rehearing)請願受理の申立を行ったが、その受理の有無は近く下されるものと予想される。

他方、この判決後、米国議会の議員の中には Napster システムを保護するよう法律改正すべきとの声も聞かれた。しかし、技術の発達と著作権法による創作活動促進の重要性をよく認識している米国議会が、安直に Napster システムを保護するような法律改正を行うとは考えられない。ただ、強制許諾のような中間的解決を模索する立法動向が生じることは予想され得る。

なお、2001年3月5日、連邦地裁は、連邦控裁の判決を受けて、つぎのように、仮処分命令の範囲を変更する命令を下した。

- (a) レコード会社が Napster 社に、①レコード名、②アーティスト名、③ファイル名、および④権限証明、を提供する通知を行った場合、Napster 社は、これを複製、ダウンロード、アップロード、送信もしくは頒布しまたはさせてはならない。
- (b) レコード会社のみならず Napster 社も、レコード名、ファイル名またはアーティスト名について使用され得る変形・誤差を特定する合理的手段を取り、実名を確認する義務を負う。
- (c) レコード会社から著作権のあるレコードのリストを提供された場合には、Napster 社

は、特定の侵害ファイルについて合理的認知を生じる。

- (d) 特定の侵害ファイルについて合理的認知が生じた場合、Napster社は、3営業日以内に、Napsterシステムのインデックスからこれを排除し、また事前に排除するよう積極的に監視しなければならない。
- (e) レコード会社がレコードの発売前にNapster社にその情報を通知した場合には、Napster社は、事前に侵害ファイルをNapsterシステムから排除しなければならない。
- (f) Napster社は、レコード会社から通知を受けた場合には、5営業日以内に、取った措置を記載した遵守報告書をレコード会社および裁判所に提出しなければならない。
- (g) この仮処分命令の履行に関して当事者間に紛争を生じた場合には、いずれの当事者も裁判所の審理を求めることができる。

#### 4. Napster 訴訟の影響

この連邦控裁の判決でも改めて明らかにされたとおり、無断複製されたMP3ファイルをインターネット上で交換するユーザー個人の行為が、そもそも直接の著作権侵害行為である。この点は、Napster以上に怖れられているGnutellaにおいても同じである。Napsterにおいてはユーザー個人以外にNapsterという捉えやすいターゲットがあるにすぎない。

米国では、ユーザー個人の行為であっても広く「私的複製」が免責されているわけではなく、フェア・ユースにあたる場合に狭く免責されるにとどまる。他方、日本では、ユーザー個人の行為は「私的使用」として免責されるが、少なくとも複製したMP3ファイルを他のユーザー個人に送信またはサーバーにアップロードする行為は「私的使用」の範囲を超え、著作権侵害に該当する。なお、Napster事件でレコード会社が原告となったように、レコード会社はNapsterやGnutellaで交換されるMP3ファイルに対して最も強い利害関係を持っているが、日本法上はレコード会社には公衆送信権が与えられておらず、送信可能化権が与えられているにとどまる。ユーザー個人のパソコンは、NapsterのMusic Shareソフトをインストールすることによって、サーバーの機能を持つので、著作権法上の「自動公衆送信装置」に該当すると思われる。したがって、ユーザー個人が複製したMP3ファイルを他のユーザーに送信することを、送信可能化権によって差し止めることが可能だと考えられる。

NapsterやGnutellaを本質的に解決するには、ユーザー個人の行為における著作権侵害を防ぐことが必要である。その防止策として、現行法上の刑事的手続および民事的手続のほか、技術的手段および立法措置を検討することも必要と思われる。

以上